

議事日程(第4号)

平成28年3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第4号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第20号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第21号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第28号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第29号 うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第43号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第30号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第38号 うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度うきは市一般会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 追加議案上程 議案第44号から議案第47号までの4件
発議第1号 1件
- 日程第20 市長の提案理由説明
- 日程第21 議案第44号 市有財産の譲渡について
- 日程第22 議案第45号 うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第23 議案第46号 うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第47号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 発議第1号 うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 諸報告

日程第27 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 農業振興政策についての調査

(2) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) 社会福祉政策についての調査

(2) 所管事務調査

(水資源対策特別委員会)

(1) 水資源に関する事項の調査・研究

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第4号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第5号)

日程第2 議案第20号 辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第3 議案第21号 うきは市道路線の認定について

日程第4 議案第28号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定について

日程第5 議案第29号 うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第6 議案第34号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第43号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第30号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第9 議案第38号 うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第11号 平成28年度うきは市一般会計予算

日程第11 議案第12号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第12 議案第13号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 追加議案上程 議案第44号から議案第47号までの4件
発議第1号 1件
- 日程第20 市長の提案理由説明
- 日程第21 議案第44号 市有財産の譲渡について
- 日程第22 議案第45号 うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第46号 うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第47号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 発議第1号 うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 諸報告
- 日程第27 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
(1) 農業振興政策についての調査
(2) 所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
(1) 社会福祉政策についての調査
(2) 所管事務調査
(水資源対策特別委員会)
(1) 水資源に関する事項の調査・研究

出席議員 (15名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鐘水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |

5番 佐藤 湛陽君
7番 江藤 芳光君
9番 伊藤 善康君
11番 櫛川 正男君
13番 三園三次郎君
15番 岩佐 達郎君

6番 上野 恭子君
8番 藤田 光彦君
10番 諫山 茂樹君
12番 大越 秀男君
14番 高山 敏枝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			楠原 康成君
企画財政課長	金子 好治君	税務課長	宇野 弘君
徴収対策室長	段野 弘美君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			重富 孝治君
生涯学習課長	安元 正徳君	保健課長	増岡 寿君
福祉事務所長	秦 克之君	住環境建設課長	高瀬 智君
農林振興課長	熊谷 泰次君		
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第4号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第4号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の所管に関する部分について、総務産業常任委員会に付託されましたので、議案の審査結果を御報告を申し上げたいと存じます。

総務産業常任委員会では、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。今回の補正予算は、事務事業の確定のための減額が主なものとなっておりますが、所管においては、国の地方創生加速化交付金1億1,455万5,000円の交付申請を行い、新年度に繰越明許となる2款1項16目の地方創生推進費を中心とした主な質疑等について御報告を申し上げたいと思います。

まず、2款1項、地方創生推進費では、当委員会と厚生文教常任委員会の所管とが混在いたしておりますが、事業主体とする総合商社の取り組みについての説明を求め、道の駅うきはの敷地内の旧家宝館を事務所として利用するもので、その事業効果等について議論が展開されました。また、交付金終了後の経営については、当面、一般会計からの補填が余儀なくされるが、数年後には独立経営の軌道に乗せたいとする意向が示されたところであります。しかしながら、地方創生に係る交付金は、当初10分の10が次年度以降2分の1の交付率となり、年々漸減することが予想されるなど、事業の将来性を十分見きわめて総合戦略の推進を図るべきとの認識が示されたところであります。

また、繰越明許となる7款1項商工費の筑後川温泉看板設置工事費につきましては、2回の入札不調の原因として、当初の基本設計や予算見積もり、工期の設定等が指摘され、今後、速やかに根本から原因を検証した上で、適正な資料をもとにした入札による事業推進を図るよう、強く指摘をいたしたところであります。

最後に、8款土木費では、行政区からの道路改良要望の実施状況について確認がなされ、優先順位をつけて実施していること、さらに過去の要望はデータとして管理しているということでご

ざいます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第4号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。審査については、それぞれの担当課長、係長に出席をいただき、詳しく説明を受けました。補正予算それぞれ款項目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

2款1項16目地方創生推進費の古墳群や円形劇場の整備など、文化財に関するものについては、地域資源を再評価して観光集客や地域の活性化につなげようとする国の方針にのっとり、これまでの保存管理から保存活用へとかじを切る予算であります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費528万5,000円については、いわゆるマイナンバー関連の負担金で、個人からの申請によるマイナンバーカードの発行について、その業務を機構に委託するための予算で、全額国庫負担金で賄われます。

次に、3款1項1目の社会福祉総務費の約1億3,000万円については、年金生活者等支援臨時福祉給付金で、65歳以上の人に1人3万円ずつ支払われる、いわゆる簡素な給付措置の予算で、うきは市の対象者は4,000人とのことですが、給付は次年度に繰り越されるとのことです。

7目の障害者対策費の障害福祉サービス費等3,308万円については、B型就労継続支援事業の利用者増に伴い補正を行うもので、平成27年度については、延べ1,299人が見込まれるとのこととあります。

次に、3款2項6目の一般保育所費の13節委託料108万円については、多子世帯、ひとり親世帯の保育料を軽減する国の制度変更によるシステム改修費で、国の補助は2分の1とのこととあります。なお、社会福祉費、保健衛生費、社会教育費などの補正予算については、それぞれ

平成27年度事業確定や事業終了に伴う精算金が主なものであります。

以上、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これから議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第20号

日程第3. 議案第21号

日程第4. 議案第28号

日程第5. 議案第29号

日程第6. 議案第34号

日程第7. 議案第43号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第20号辺地に係る総合整備計画の策定についてから日程第7、議案第43号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について総務産業委員長の報告を求めます。まず、議案第20号辺地に係る総合整備計画の策定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第20号辺地に係る総合整備計画につきましては、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

まず、辺地の当該要件、辺地度の点数、財政力、地域の位置等を確認した上で、この計画に市道改修等の一部が入っていないとの指摘がございましたが、辺地要件に該当しないとの回答により議了とし、全会一致で可決すべきものと決したところでございます。

以上が報告でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号うきは市道路線の認定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 続きまして、議案第21号うきは市道路線の認定につきましては、寄附による市道の認定1件でございます。場所は吉井町千年字町地第4線、商業施設ゆめマート西側に隣接する新興住宅団地で、延長が115メートル、幅員が6メートルのもので現地調査を実施いたしました。

現地調査による審議において、これら認定事業に当たっては、新興住宅地であり、うきは市の重点課題とする行政区への未加入問題へも関係することから、行政区境の確認や関係住民の行政区加入促進を進めるべきとの意見が付されまして、問題解消の一助として、関係所管との連携を図るなどの措置を提言いたしましたところであります。また、行政区域に関連する事案において、総合体育館アリーナ西側県道拡張による民家移転が余儀なくされておりまして、移転地が現吉井町から浮羽町となることから、小学校区域、選挙区域等の変更が危惧されていることが提起されたことから、総務課に見解を求めたところ、住所の変更以外は従前どおりとの回答を得たところであります。

以上、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決したところであります。報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定についてと議案第29号うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定については、関連がありますので一括して報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております2件の条例の審査について御報告を申し上げます。

まず、議案第28号うきは市立自動車学校の職員の給与等に関する条例の制定につきましては、

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。当自動車学校の経営においては、職員身分の法的な位置づけと給与等処遇の根拠づけなど、以前からこれらを明確にし、安定した就業体制を構築すべきとの指摘が繰り返され、ようやく今回、新たな条例が提案されたところであります。

審査におきましては、まず、これまでとの対比には言及せず、公法上の根拠位置づけが整備されるのに至った関係職員の安心と安定化を評価することで審議を行いました。

質疑では、一般職員7級に対して職務の級が4級までとする理由のほか、市役所から派遣している職員との給与格差等による同一職務・同一賃金であるべきことから職員の一元化が望ましいとしたほか、学校経営は校長の人格、能力にもよりますが、原則として、経営全般の権限を委ね自立経営にこそ成果が発揮しやすいとする提言が示され、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号うきは市自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、議案第28号の条例制定を踏まえ当条例を廃止するものであり、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、議案第34号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告等を踏まえ、職員の給与に係る条例を改正するものでございます。

質疑については、条例別表中、相当困難な業務とする定義として、課長になると5級に昇格され、2年間で良好な成績であれば6級に昇級するという説明であり、また人事評価の実施につきましては、3月までで試行を終え、現在アンケートを取りまとめ中であること、今後、近隣の状況を踏まえて労働組合とも協議し運用を検討していくとの回答が示されたところであります。

以上、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 議案第43号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定管理者に公園の管理を行わせることができるよう、条例の一部を改正するものでございます。具体的には、小塩のほたるの里公園の指定管理を想定しているということで、ほかの公園については未定であるということでございます。

指定管理につきましてはのスケジュールとしては、次の6月議会で指定管理者の指定と指定管理料の予算を補正計上する予定であるとして、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第38号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、議案第30号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第9、議案38号うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について厚生文教委員長の報告を求めます。まず、議案第30号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての報告を求めます。大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第30号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、当委員会に付託されてきましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

この条例については、主に指定管理者を公募するために制定するものでありますが、委員会では、条例でうたわれている目的や使用条件など、今後の方向性を中心に審査を行いました。特にこの議案第30号については質疑が集中いたしました。

注連原住宅旧田辺家ではありますが、これについては、平成24年7月に国から新川田籠地区重要伝統的建造物保存地区に選定され、特定物件になりました。しかし、その3日後に、御存じのように九州北部豪雨災害で被災したことは皆さん御存じのとおりであります。文化庁が被災後に現地調査を行い、江戸期に建てられたカヤぶき屋根の建築として大変貴重だとして、文化財の保存整備事業の災害復旧費により、再建にかかわる費用の70%を国が補助、12%を県が補助、残りの18%を市が負担して整備した経過があり、当然ながら復興のシンボリックな存在でもあります。

この施設の目的は、第一義的にはあくまでも国の文化財の保存と公開であります。同時に市の貴重な財産であるこの有効活用を考えたときに、単に公開施設として維持管理費を費やしていくばかりではなく、宿泊という付加価値を与えることで観光資源や集落の活性化に寄与できないかとの思いから、市としては指定管理者制度を導入し、民間の知恵を生かしながら有効活用を図りたいとの説明を受けました。

委員からは、使用料が1人1泊6,720円と高いことや、指定管理料として想定している31万2,000円の積算根拠、事業収支の見通し、周辺の民間飲食店や地元住民との連携協力

など、数多くの意見や指摘がありました。客層について、所管課としては、つづら山荘などの宿泊施設とは違い、江戸期の貴重なカヤぶき屋根に少し料金が高いが泊まってみたいと思うようなコアなファン層をターゲットとして考えているとのことでありました。

うきはの魅力でもある山村地域の自然のすばらしさと、どこか懐かしい日本の里山集落を思い起こさせる伝建地区を同時に数多くの方に楽しんでいただけるように、宿泊人数や宿泊数によっては、割引制度を設けることも必要ではないかと、委員からは意見がありました。

経営収支については、大変厳しい収支予測を示されました。食事や寝具等のサービスなどを提供して、仮に宿泊料1人1万円で毎週2日間夫婦2人ずつ宿泊したと試算しても、年間売り上げが200万円と、宿泊だけではとても経営は成り立たないという意見が多数ありました。

そこで、あくまでも主としては、公開施設としての使用料と物品販売等の収入で経営していくことになり、それには先ほど述べたように、民間の知恵と周辺の飲食店や地元住民との連携協力が不可欠で、その橋渡しを行政が行う必要があります。所管課には、地元の住民から理解と協力が得られるよう、十分な説明の機会を設けると同時に、事業者に広く周知を図れるよう、ゆとりあるタイムスケジュールで進めるように求める考えは委員全員一致の意見でありました。

文化財の保存、活用については、3月3日の委員会閉会中調査報告書でも述べたように、非常に重要なことでもあります。公開施設としての維持管理をするだけでも年間およそ150万円はかかることが見込まれることから、財政的な負担の軽減を図りながら、指定管理者制度の導入によるメリットを最大限に発揮するにはどのような事業者を選択するかにも大きく左右されることとなります。指定管理者の選定に当たっては、選考基準の明確化はもとより、委員会にも、結果については十分説明するとの発言もあり、委員会としては、この議案第30号については可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定について報告を求めます。大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 続いて、議案第38号のうきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定については、当該施設に新たな指定管理者制度を導入するための議案ですが、現在の委託による運営の制約を取り除くことにより、事業者の経営に対する自由で大胆な発想で、より一層の魅力ある施設づくりを促し、ひいては白壁の町並みの魅力発信の拠点施

設となるように計画されたものであります。現在の事業者による実績もあり、指定管理制度を導入することについては異論もなく、委員会としては可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 議案第11号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案11号平成28年度うきは市一般会計予算については予算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について予算特別委員長の報告を求めます。高山予算特別委員長。

○予算特別委員長（高山 敏枝君） ただいま議題となりました平成28年第1回市議会定例会に提案されました議案第11号平成28年度うきは市一般会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。

予算特別委員会では3月14日から17日までの4日間にわたり審査を行い、運営につきましては三園副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

その結果、議案第11号平成28年度うきは市一般会計予算は全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。質疑は全議員による予算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第12号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第13、議案第14号平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について厚生文教委員長の報告を求めます。大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第12号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第13号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第14号平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については当委員会に付託されていただきましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。審査についてはそれぞれの担当課長、係長に出席をいただき、詳しく説明を受けました。

議案第12号については、うきは市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、レセプト点検による医療費削減効果について、ジェネリック医薬品促進の取り組み状況、重篤な病気にな

る前の健康づくりなど、毎年一般会計から法定外繰入金による赤字の補填を行って運営している状況を踏まえ、健康寿命をいかに延伸させるか、保健課とも連携しながら取り組むようにとの意見が出されました。

続いて、議案第13号うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、福岡県の1人当たりの後期高齢者医療費が全国で一番高いと所管から説明を受け、75歳以上の後期高齢者になる前の取り組みがより重要だとの認識で一致いたしました。

議案第14号うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、平成19年12月に条例を廃止しているため、現在は償還のみであります。償還の進捗状況について主に質疑をいたしました。10件が現在償還中であり、うち4件——実質は3人ですけれども、がおくれているとの報告がありました。最終的には平成32年3月末に国への償還が終了予定ですが、滞納が残らないように取り組むように意見が出されました。

以上の経過により、各予算につきましては、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

それでは、まず議案第12号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を受けます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を受けます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第12号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第15号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算から日程第18、議案第19号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までは総務産業常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について総務産業委員長の報告を求めます。江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第15号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算から議案第19号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までを一括して審査の経過及び結果について御報告を申し上げたいと思います。

議案第15号から第19号までの平成28年度の各特別会計につきましては、総務産業常任委

員会に付託されておりました。それぞれ議案につきまして、所管課長及び担当係長に出席、説明を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用効果等について詳細にわたり審査を行いました。

まず、議案第15号うきは市自動車学校特別会計につきましては、指導員の効率的な業務の検討や教習生の獲得についての意見が出されましたが、今議会の冒頭、閉会中に実施いたしました当自動車学校の調査報告による指摘等もあり、特に発言もなく議了といたしました。

次に、議案第16号簡易水道事業特別会計につきましては、毎年指摘されます主たる収入である水道使用料700万円に対し、維持管理費が約2倍の1,500万円とする常態的な経営収支に関し、水道料金の見直し等について意見が出されましたが、今後の課題として議了といたしました。

議案第17号下水道事業特別会計では、新年度福岡県が全市町村の汚水処理構想を策定する予定であり、当該うきは市汚水処理構想、つまり農業集落排水と屋部処理区の早期接続、統合につきましては県と調整中ではありますが、大筋合意に達しておるといふ報告を受けております。県の構想決定を受けて、農政局との許可交渉により、今後3年をめどに統合を目指すとしております。また、費用が割高な汚泥脱水方法の変更につきましては、移動脱水車を効率的な新機種に更新検討を図るとし、毎回の指摘課題でもある滞納徴収及び下水道の接続推進につきましては、早期に滞納徴収の一元化を図るとともに、特に接続推進に当たっては、4月1日開催の全体区長会において各行政区の接続状況を開示し、接続推進を進めるべきとの提案がなされ、執行部として検討し、対応を図る旨の見解が示されたところであります。

次に、議案第18号農業集落排水事業特別会計につきましては、これ以上の収入増加は見込まれないため、速やかに公共下水道への接続統合を進めるべきだとの意見が出されました。

最後に、議案第19号浄化槽整備事業特別会計につきましては、閉会中の調査で要望していましたが浄化槽の設置件数や接続率の資料が提出され、今後の計画についての確認がなされたところであります。

以上の経過により、各予算につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

それでは、まず議案第15号について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 追加議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、追加議案の上程を行います。議案第44号から議案第47号までの4件、発議第1号の1件を上程します。

日程第20. 市長の提案理由の説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日、追加提案いたしました議案は、条例案件3件、その他の案件1件でございます。

議案第44号は、市有財産の譲渡についてであります。

議案第39号で普通財産となる施設について、エフコープ生活協同組合との包括連携協定に基づくうきは市の農業振興及び地域福祉振興のため財産の譲渡をしたいので、地方自治法第96条

第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例第5条補助金の交付額について、条例の改正を行うものでございます。

議案第46号は、うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例第4条補助金の額について、条例の改正を行うものでございます。

議案第47号は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第21. 議案第44号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、議案第44号市有財産の譲渡についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第44号市有財産の譲渡について。

市有財産を譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成28年3月23日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、譲渡財産の表示。土地、所在地、うきは市浮羽町朝田223番1ほか6筆。合計の面積が4,099.7平米でございます。建物、所在地うきは市浮羽町朝田223番地1。旧園舎、木造鋼板ぶき平屋建て420.67平米。以下、記載のとおり合計4棟で515.16平米でございます。

2、譲渡の相手方。福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4826番地1。エフコープ生活協同組合、代表理事・理事長菊谷宗徳。

3、譲渡の理由。うきは市とエフコープ生活協同組合との包括連携協定に基づく農業振興及び

地域福祉振興のため。

4、売却価格。2,000万円でございます。

補足説明をいたします。

この議案は、平成27年度をもって廃園となります千足保育所について、その土地と建物をエフコープ生活協同組合へ譲渡するに当たり、譲渡価格が市場価格に比べて安いと、議会の議決を求めるものでございます。今回、譲渡に当たり、物件の価格算定のため鑑定評価を依頼いたしました。土地につきましては、更地で4,300万円、建物込みの場合3,790万円という鑑定評価額になりました。地方自治法第96条第1項第6号の規定では、市町村が条例で定める場合を除き、財産の処分について議会の議決が必要な場合を定めております。今回の場合、その規定の中の「適正な対価なくして譲渡する場合」に該当すると判断しますので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、エフコープにつきましては、取得後の計画として、福祉関連事業として、就労継続支援A型事業所である子会社のアップルファームによる、主に6歳から18歳の障害児の放課後デイサービス事業を行う予定であります。また、ミニトマト等のうきは農産物の集荷場及び事務所として使用し、障害者の雇用を進める計画を進めております。こちらにつきましては、現在、国の今年度のTPP対策補正予算に伴う補助金の事業を申請中であるとのことでございます。

エフコープにつきましては、本市と包括連携協定を締結し、以上のような障害者の福祉及び雇用対策、また、うきは産農産物の販売促進に貢献すると期待されますので、売買価格を2,000万円譲渡することの承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認であります。

契約の相手方がエフコープ生活協同組合となっておりますが、私どものいただいた資料では、株式会社アップルファームという商標が出ておりますけども、これは親会社のほうの契約ということでもよろしいんですね。このアップルファームとの関係で聞いておりますけども、これは親会社のほうですから、なお結構だと思うんですが、その確認です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） アップルファームにつきましては、エフコープ生活協同組合の子会社という形で、先ほど申しました就労継続支援A型事業所でございます。あくまでも譲渡先につきましては、エフコープ生活協同組合でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は可決することに決しました。

日程第22. 議案第45号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、議案第45号うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） 議案書の2ページをお開きください。

議案第45号うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について。

次のページをお願いいたします。

うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を改正する条例。

うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「交付」を削り、同条第2項中「補助金の割合」の次に「及び限度額」を加え、同項後段を削る。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表は1ページを御参照ください。

改正の理由といたしましては、補助金の割合及び限度額について、特殊事情を考慮して、特に必要と認める場合は、市長が別に定めることができるようにするためのものがございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ほかの次の議案にも関連することですが、この改正の第2項ですね。今の例規集で第2項ですね、一部改正になりますけれども、この2項の例規集の中の「予算の範囲内で補助金の割合を別に定めることができる」と現行にも規定がされております。それで、次の規則を見ても、この別に定めるということについての金額の表示は現行では見受けられません。

そこで、これは、この金額が前回の数日前の説明で資料は全てお返ししましたけれども、あの金額がどこに付されるのかどうかを、まず、これは規則なのか、拘束力のない要綱等に定められるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） ただいま御質問いただきました、規則のほうにも条例と同じような改正が入ってまいります。その中で、金額の部分とか別に定めるという部分につきましては、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金に係る特例要項を制定し、その中で補助率といいますか、金額等を表記する予定としているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと言い忘れておりましたが、先ほど全員協議会で、4年間の交渉で御苦勞をかけて決着したということをまず申し上げたんですけど忘れておりました。

その上で、なぜこれをお尋ねしたかといいますと、これは規則にしても、もちろん要綱にすれば、もう、あとは拘束力はありません。内部の規定ですからですね。申し上げたかったのは、今回のこの交渉に当たっての、今後どうするかという補助金の緩和措置あたりは御説明を受けておりました。ところが、この条例の改正で、金額等が一切出てこないとなりますと、10年後ということになりますけれども、途中で変動することも、これはあり得ることだというふうに思いますが、市長の権限で当然これは改正可能ですね。市長があれですから、議会に諮る必要もないという位置づけになりますので、これは何とか、せつかくこういういろんな交渉事の約束事について、今回のように事前にあるべきは、必要であれば議会のほうとも一緒になって審査すべきであろうというふうな考え方から、それが望ましいと思いながら、こういう形式でいきますと、一切、ややもすると、もう、市長が執行部で決めてしまえば議会は関係ないということになりますから、その辺をどう市長お考えなのか。

市長はもう、前向きにそういうふうに配慮いただけるものとは思いますが、万が一、将

来、10年後ですから、市長がいらっしゃるかどうかわかりませんから、そのときはほんとやられてしまうということになりますもんですから、ここはちょっと議長にお願いしたいんですけど、1つそこを附帯決議で、議会との何らかの協議をすとか、事前にそういうものの交渉内容については私たち立ち入りませんが、そういう金額については一定の議会との協議を諮るとか、そういうことを入れてほしいと思ってる質問でありますし、お願いでもあります、その件については、議長のほうでお取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 今、江藤議員の質疑に対しての執行部、答弁をお願いします。

○市長（高木 典雄君） 今回、この条例改正を認めていただきますならば、耳納クリーンステーションの操業期間の延長、平成40年3月31日まで、地元の環境保全協定の中で再協定というのを結ばさせていただきたいと思います。

基本的には、その期間あるいは耳納クリーンステーションが稼働する限り、この改正内容を保持すべく、内部の文書管理等については、しっかり首長がかかわってもしっかり継続できるような体制にはしていきたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長の気持ちはわかります。非常にそのとおりだと思います。

ただ、10年先ですから、これを事前に議会との一定の約束事の中できちっとこれを明かしながら決していこうという何らかのあかしが欲しいから、議長に附帯決議をつけるように要望をしているということでもありますので、市長の答弁はわかりました。あとはもう、議長のほうでさばいてください。お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） もう、条文のとおりですから、別に定めるということですから、規則をつくって定めるべきだと思いますよ。これ、今、条例集を見ますと、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金の交付条例というのはありませんけどもね、ここにありますように、別に定めるということですから、私は規則をつくっていただきたいと思います。それが当然、別に定めるというものの意味になりますから。何も規則をつくらないということになりますと、別に定めた意味がないから、ここにありますように、限度額を別に定めるということですから、別に規則をつくっていただきたいと思います。別に定めるって、どこに定めてあるかわかんようじやあ、どうにもなりません。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 本日、この議案を御議決いただきました折に、今、13番議員のほうからも御提案がありました方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は可決することに決しました。

それでは、先ほど江藤議員から附帯決議提出することの申し出がっております。提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。

日程第23. 議案第46号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、議案第46号うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議案第46号、お手元の議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（3）市長は、前2号の規定にかかわらず特に必要と認める場合は、補助金の割合及び限度額を別に定めることができる。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表でございます。新旧対照表の2ページを御参照ください。

改正の理由につきましては、補助金の割合及び限度額について、特殊事情を考慮して、特に必要と認める場合は市長が別に定めることができるようにするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これについては、条例の施行規則がありますので、別に定めるといってありますが、この施行規則の中に先ほどの公民館の条項と同じように規則の中であつていただきたいと思います。規則がありますので、そのようにお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 御提案のとおり、御議決賜りました折にはその方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は可決することに決しました。

日程第24. 議案第47号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第24、議案第47号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗

読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 追加議案書6ページをお開きください。

議案第47号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書7ページです。

うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表は3ページを参照お願いします。

改正の理由です。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成28年2月3日公布されました。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、規定を改正するものでございます。具体的には、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として義務教育学校が規定されましたので、放課後児童支援員に該当する資格の中に義務教育学校の教諭となる資格が加わるということになりました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは確認です。今、福祉事務所長から御説明ございました。

例規集も見ますと、小学校、中学校の後に義務教育というのが新たに追加されるわけですね。小学校も中学校も義務教育ですけども、今、説明があったので少しわからんわけじゃないんですけど、小学校、中学校——一貫校の関係ですけども、ほかのその他の義務教育と言うならわかるんですよ。ところが、小学校も中学校も義務教育なのに、新たに義務教育学校と来るから私たちは理解できん。そのあたりが国のほうはどう説明しているのかを説明いただきたいと思いますの質問であります。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 御質問の内容は、多分、小中一貫校ということと義務教育学校の違いということじゃないかと思っております。

近隣の市町村では、朝倉郡東峰村のほうが小中一貫校東峰学園を設置しております。小中一貫校は小学校6年、中学校3年ということで構成をして、連携をして学校運営をしております。今度できます義務教育学校については、地域の実情に応じ学年の区切りを4年、3年、2年とか5年と4年とか、そういうことに柔軟に対応できる学校ということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかったようなわからんような。一貫校でですね。

それならば、小学校と中学校は義務教育学校という定義の中には入らないという理解でよかですね。義務教育ですから、小学校も中学校も義務教育でしょう。義務教育の学校ですね。それに義務教育という新たな固有名詞が出てくると、単純に見ると、これは含んでいると、何で重複したようなあれをするのかということになるでしょう。だから、今の説明ではそれに届いてないんですよ。ただ一貫校を、義務教育学校を説明しているだけで、小学校と中学校、義務教育なのになぜこうなるのかという、国がそういうふうにしたのかの説明を求めているわけです。いま一度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） これは法改正がありまして、小学校も中学校も義務教育学校も、義務教育学校であることは変わりありません。要するに、こういう制度の学校を設置することが可能になったというふうに御理解いただいたほうが早いと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は可決することに決し

ました。

日程第25. 発議第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第25、発議第1号うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは追加議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

発議第1号うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月23日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員江藤芳光。賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同佐藤湛陽、同中野義信、同鍵水英一、同岩淵和明。

次の9ページをごらんください。読み上げたいと思います。

うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例。

うきは市議会広報発行条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「広報委員会は、」の次に「副議長を含め」を加え、同条第3項を次のように改める。

3、広報委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条第1項を次のように改める。

広報委員会の委員長は、副議長がこれにあたり、委員の互選により副委員長1人を選任する。

附則。

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております発議第1号うきは市議会広報発行条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、うきは市議会広報発行条例について、その一部を改正する発議を行うものでございます。第4条では、委員の選出に関しまして、6人で組織する中に副議長を含めるものとし、委員の任期を4年から2年に変更するものでございます。また、第5条では、委員長に副議長を充てることに改正するものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

江藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第26. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第26、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第27. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第27、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会及び水資源対策特別委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があります。申し出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成28年第1回市議会定例会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月3日から本日までの21日間開会いたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、平成28年度当初予算案を初め、条例、その他、各重要案件につきまして議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしまして今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じます。

平成27年度は私にとっての1期目の最終年度ということから、これまでの取り組みの総仕上げとして、うきはブランドの推進、地域コミュニティの再構築と協働のまちづくりの推進、地場産業の育成など、重点施策のより一層の推進に加え、あらゆる世代の市民の皆様が元気で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに向けて、全力でこれらの施策の推進に取り組んでまいりました。議員の皆様におかれましても、多くの御指導、御支援をいただき、まことにありがとうございました。

いよいよ平成28年度が始まり、4月1日の区長会を初め3日には消防団の入退団式が、7日には小学校、8日には中学校の入学式などが行われることとなっております。議員の皆様におかれましては新年度を迎え大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のため御尽力をいただきますよう心から念願し、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで今月末、3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、市長公室長の高木勲美でございます。続きまして、市民生活課長の重富孝治でございます。次に、住環境建設課長の高瀬智でございます。次に、うきはブランド推進課長の野鶴修でございます。次に、浮羽市民課長の清原隆之でございます。そして、本日議場には出席しておりませんが、福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部事務長の足達秀樹。

以上、6名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 6月の定例会の開会日は6月3日金曜日、開会予定としておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、平成28年第1回うきは市議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 熊 懐 和 明

署名議員 中 野 義 信